

トラウト法律事務所
顧問料報酬関係

当事務所は、コストのかかる訴訟対応等よりも、予防法学的見地から紛争の未然防止、訴訟対応以前の組織体制作りや労務管理の指導等を目指しています。当事務所は貴社（皆様）の「転ばぬ先の杖」としての助言・指導こそ大切と考えています。

事業者	資本金 1,000 万円未満 従業員規模 50 人未満 月額 5 万円から	1,000 万円以上 50 人以上 月額 10 万円から
-----	---------------------------------------------	------------------------------------

非事業者
月額 1 万円から

事業者の方々に、1社につき月1万円ずつ出し合い、地域ごとや業種ごとに5名様以上でまとめてお申込みいただくことも可能です。その際の法律相談の在り方などについては応相談となります。

- *顧問料には法律相談料を含みます。
- *月額10万円以上の場合には、定期的な法律相談・レファレンス等に対応します。
- *企業コンプライアンスのため、是非ご活用ください。
- *非事業者の方々にも丁寧に対応させていただきます。日常の法的悩みにご活用を。